

## 別添 1

### 埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉施設を経営する事業及び老人居宅生活支援事業に係る社会福祉法人の設立並びに老人福祉施設の設置及び介護老人保健施設等の開設に係る許認可等に関する事前審査手続について必要な事項を定め、埼玉県高齢者支援計画（以下「県計画」という。）との整合を図るとともに、適正な社会福祉法人の設立及び施設の整備を進めることにより、介護基盤の円滑な整備を推進することを目的とする。

#### (事業者の責務)

第2条 県内の市町村（政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、老人福祉施設を経営する事業若しくは老人居宅生活支援事業に係る社会福祉法人の設立又は特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院の創設、増床、改築等次の表の第1欄に掲げる事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、県計画に沿って介護基盤の整備が図られるよう、この要綱に定める手続きを遵守するものとする。

1 区分	2 提出書類
①社会福祉法人の設立	社会福祉法人設立認可等協議書
②特別養護老人ホームの創設・増床・改築等	老人福祉施設設立計画書
③養護老人ホームの創設・増床・改築等	
④軽費老人ホームの創設・増床・改築等	
⑤介護老人保健施設の創設	介護老人保健施設開設計画書
⑥介護老人保健施設の増床・改修等	介護老人保健施設増床・改修計画書
⑦介護医療院の創設	介護医療院開設計画書
⑧介護医療院の増床・改修等	介護医療院増床・改修計画書

注 ②には、既存施設の全部若しくは一部を特別養護老人ホームに転用する場合を含む。

#### (事前審査)

第3条 事業者は、別に定める期限までに第2条の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める書類（以下「計画書等」という。）を事業計画地の市町村を管轄する福祉事務所又は高齢者福祉課（以下「福祉事務所等」という。）に提出し、当該計画書等の適否について事前審査を受けるものとする。

2 事業者は、事前審査を受けるに当たって、予め事業計画地の市町村と計画内容について調整を行うものとする。

- 3 福祉事務所長又は高齢者福祉課長（以下「所長等」という。）は、事業者から提出された計画書等の内容もしくは添付書類が不十分である場合は、期限を定めて補正を指導する。なお、期限までに補正されない場合には、所長等は、審査を打ち切るものとする。
- 4 所長等は、事業者が虚偽の申請等をしたことが明らかになった場合には、その時点で計画を認めないこととし、審査を打ち切るものとする。

（審査委員会及び適否の決定）

- 第4条 所長等は、第3条の規定に基づき事業者から提出された計画書等の適否を審査するため、所長等を委員長とする社会福祉法人認可等審査委員会（以下「福祉事務所等審査委員会」という。）を開催するものとする。
- 2 所長等は、審査に当たり、福祉事務所等審査委員会において、事業者から計画書等に関する説明を求め、適否を決定するものとする。
- 3 所長等は、福祉事務所等審査委員会での審査を経て、不適當と認められたもの以外について、埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会設置要綱（平成9年7月28日制定）に基づき同要綱に定める委員会等（以下「本序審査委員会等」という。）の審査を経ることとされている事項に関する計画書等については、さらに本序審査委員会等の審査を経て適否を決定するものとする。
- 4 所長等は、事前審査において計画書等の適否を決定したときは、その審査結果を当該計画書等を提出した事業者に書面で通知するものとする。

（市町村長の意見）

- 第5条 次の表の第1欄に掲げる施設に係る第2欄に掲げる根拠に基づく市町村又は市町村長の意見は、市町村介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）との調整を図る観点から、福祉事務所等審査委員会における計画書等の審査の際に、知事が事業計画地の市町村長に対し求めるものとする。

1 施設区分	2 意見を求める根拠
特別養護老人ホーム	介護保険法第86条第3項
養護老人ホーム	介護保険法第70条第6項
軽費老人ホーム	介護保険法第70条第6項
介護老人保健施設	介護保険法第94条第6項
介護医療院	介護保険法第107条第6項

- 2 介護保険の保険者が一部事務組合である場合は、事業計画地の市町村長及び一部事務組合管理者に対し、それぞれ意見を求めるものとする。

(事前審査と法令に基づく各種の手続)

第6条 第2条の表第1欄に定める社会福祉法人の設立に関する認可並びに老人福祉施設の設置及び介護老人保健施設、介護医療院の開設に関する許認可等並びに施設整備に係る県費補助は、この要綱に定める事前審査において適當と認めた計画書等について予算の範囲内で行うものとする。

2 事業者は、第2条の表第1欄に掲げる事業に関連し、農地転用等法令に基づく各種の手続を行う場合は、計画書等を適當と認める通知を受けた後（補助事業による場合には、補助内示を受けた後）に行うものとする。ただし、農地転用等の法令を所管する機関から別途指示がある場合はこの限りでない。

(計画書等の変更)

第7条 事業者は、この要綱に定める事前審査において適當と認められた計画書等の一部を変更しようとする場合は、あらかじめ計画書等の変更申出書を所管の福祉事務所等に提出し、所長等の承認を受けなければならない。

2 所長等は、前項による変更の適否を決定したときは、その審査結果を書面により事業者に通知するものとする。

(計画書等の取下げ)

第8条 事業者は、計画書等を取り下げようとするときは、計画書等の取下げ申出書を所管の福祉事務所等に提出し、所長等の承認を受けなければならぬ。

2 所長等は、前項による取り下げを承認するときは、書面により事業者に通知するものとする。

(計画書等に係る決定の取消)

第9条 所長等は、計画書等の事前審査において当該計画書等を適當と認められた事業者が、第4条第4項の通知があった日の属する年度の翌年度末までに正当な理由なく社会福祉法人の設立に関する認可申請書を提出しないとき又は施設の建築工事に着手しないとき、若しくは計画した施設の整備を計画期間内に完了することができないと認めるときは、書面により理由を付して当該計画書等に係る事前審査の決定を取り消すことができる。

2 所長等は、前項の規定により計画書等に係る事前審査の決定を取り消そうとするときは、あらかじめ、事業者に弁明の機会を付与するものとする。

3 前項の弁明は、事業者が所管の福祉事務所等に書面を提出して行うものとする。ただし、書面の提出にあわせて福祉事務所等審査委員会において弁明することを妨げない。

(様式)

第10条 この要綱に定めるもののほか、提出書類等の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。